

# 法人町民税 減免申請書

令和 年 月 日

美浜町長 様

所在地

申請者 名称

代表者

電話番号

法人番号 \_\_\_\_\_

担当者

美浜町税条例第51条及び美浜町税条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、次のとおり減免の申請をします。

申請する事業年度	年 月 日～ 年 月 日
----------	--------------

申告税額	①法人税額	円
	②課税標準法人税額	円
	③法人税割額	円
	④均等割額( /12月)	円
	合計額 ③+④	円

該当項目の数字に○をしてください。

収益事業の有無	1.行っていない 2.行っている
減免を受けようとする理由	1.公益社団法人又は公益財団法人であるため 2.地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体であるため 3.特定非営利活動法人促進法第2条第2項に規定する法人 4.その他( )
事業内容	

■事業報告書、収支決算書等の減免申請理由を証明する書類を添付してください。

■この申請は納期限までにご提出ください。

■年度ごとに申請が必要となりますので、忘れずご提出ください。

## 法人町民税の減免について

【均等割のみ減免の対象となる法人】

- 公益社団法人又は公益財団法人
- 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- 特定非営利活動法人促進法第2条第2項に規定する法人

【収益事業について】

収益事業とは、次の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。

当てはまる場合は、課税対象となりますので、減免の申請はできません。

物品販売業	不動産販売業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業
製造業	通信業	運送業	倉庫業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業その他飲食店業	周旋業	代理業	仲立業	問屋業
鉱業	土石採取業	浴場業	理容業	美容業
興行業	遊技所業	遊覧所業	医療保険業	技芸教授業
駐車場業	信用保証業	無体財産権提供業	労働者派遣業	

また、公益法人等で収益事業を行っている場合も課税対象となります。

収益事業を行わない場合であっても、地方税法第296条第1項、第2項に掲げる公益法人等以外の公益法人等は、均等割のみ課税の対象となります。

ただし、次の特例に該当する場合は、収益事業に含まれません。

- 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が行う事業で、その所得金額の90%以上の金額を経営に充てている場合
- 学術や文化振興、障害者支援、高齢者福祉等の公益目的事業  
(介護サービス事業は除きます。)
- 収益事業に従事する半数以上が障害者や高齢者等で、かつ、これらの者の生活の保護に寄与している場合

お問合せ先

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の278

美浜町役場 税務課

TEL : 0738-23-4903